

パリクラブにおける 債務救済措置の変遷

		適用対象国 (国数*)	概要
1956年	パリクラブ発足		対アルゼンチン債権国会議
1956年	●クラシック・ターム	— (58)	- 10年繰延(うち据置5年)
1988年	●トロント・ターム パリクラブにおける初の最貧国向け削減措置	最貧国 (20)	- 削減率 33%、14年繰延(うち8年据置)
1990年	●ヒューストン・ターム 初の低中所得国向け措置	低中所得国 (21)	- ODA債権: 20年繰延(うち10年据置) - 非ODA債権: 15年繰延(うち8年据置)
1991年	●ロンドン・ターム 削減率の引き上げ及びストック・ベース・リスケへの移行を可能に。	最貧国 (23)	- ODA債権: 30年繰延(うち12年据置) - 非ODA債権: 削減率 50%、23年据置(うち6年据置)
1994年	●ナポリ・ターム 繰延期間長期化を実現。マチュリティ・ベースに加え、ストック・ベース・リスケも選択可能に。	最貧国 (36)	- ODA債権: 40年繰延(うち16年据置) - 非ODA債権: 削減率 67%、33年繰延(マチュリティ・ベースの場合は据置なし、ストック・ベースの場合は3年据置)
1996年	●リヨン・ターム HIPC イニシアティブ HIPCs 向け包括的救済措置(IMF、世銀等に対する債務負担軽減を含む)	HIPCs (40)	- ODA債権: ナポリ・タームと同様 - 非ODA債権: 削減率 80%、23年繰延(うち6年据置)
1999年	●ケルン・ターム 拡大HIPC イニシアティブ リヨン・タームを強化・拡充/ODA債権をボランタリーベースで帳消し		- ODA債権: ナポリ・タームと同様 - 非ODA債権: 削減率 90%、23年繰延(うち6年据置) (G7は、ODA債権: ボランタリーベースで 100%削減、非ODA債権: 削減率 90%(必要に応じそれ以上)に合意)
2000年	沖縄合意		G7は、非ODA債権 100%削減に合意
2003年	エビアンアプローチ	返済能力に応じた低中所得債務国向け債務救済措置	
(参考) 2005年	グレンイーグルス合意	多国間債務救済イニシアティブの合意(MDRI): 2006年から 向こう40年間 IDA、IMF、AfDFによる 100%債務削減	
2006年	パリクラブ 50周年		

*2010/08/31 現在

(参考) ODA債権: 我が国では円借款債権が該当
非ODA債権: 我が国では貿易保険債権及びJBICの国際金融債権が該当